

通知カードを受け取れなかった人、必見!!



通知カードを受け取れなかったときは郵便局へ

通知カードは、転送不要の簡易書留で郵送されます。配達時に不在だった場合は、通知カード専用の不在配達通知書が自宅ポストに投函され、通知カードは郵便局で1週間保管されます。不在通知書に記載されている郵便局窓口で受け取るか、再配達の手続きをお願いします。

郵便局窓口で受け取り

不在配達通知書のほか、次の書類と印鑑（または署名）が必要

名宛人が受け取る場合：受け取りに行った名宛人の本人確認書類

同居者が受け取る場合：受け取りに行った同居者の本人確認書類

代理人が受け取る場合：受け取りに行った代理人の本人確認書類と名宛人からの委任状

郵便局から再配達

郵便局へ電話連絡し、次のいずれかの場所へ再配達

●自宅へ再配達

●勤務先などへ再配達



郵便局で1週間保管後、通知カードは市役所へ返戻されます



郵便局から返戻された通知カードを受け取るときは市役所へ

郵便局で配達できなかった通知カードは、市役所に返戻されて3カ月間保管されます。お住まいの区の総合支所市民環境課（水沢区は本庁市民課）窓口で受け取るか、再配達の手続きをお願いします。

市役所窓口で受け取り

次の書類が必要

名宛人が受け取る場合：受け取りに行った名宛人の本人確認書類

同居者が受け取る場合：受け取りに行った同居者の本人確認書類

代理人が受け取る場合：受け取りに行った代理人の本人確認書類と委任者からの委任状、委任者の本人確認書類
※委任者は名宛人、同居者のいずれでも可

市役所から郵便で再配達

市役所へ電話連絡し、自宅へ再配達

※住所登録や転送設定などの状況によっては再配達できない場合あり

通知カードの送付を居所へ希望する場合

やむを得ない理由（東日本大震災で避難している人や医療機関・施設に長期間入院・入所しているなど）により、住民票の住所地と異なる場所（居所）にお住まいの人は、申請により居所に通知カードを送付することが可能です。詳しくは本庁市民課または各総合支所市民環境課にご相談ください。

マイナンバー制度の問い合わせは

■マイナちゃんのマイナンバー解説

制度に関する基本的な疑問点にお答えしている内閣府のホームページです。

マイナちゃん

検索

■コールセンター

☎ 0120-95-0178（フリーダイヤル）

または ☎ 0570-20-0178 ※通話料がかかります

■市への問い合わせ

制度について 本庁総務課（内線 455）

通知カード、個人番号カードについて

本庁市民課（内線 132）

または各総合支所市民環境課

■世帯ごとの通知カードの配達状況

ナビダイヤル ※通話料がかかります

☎ 0570-783-578（日本語）

☎ 0570-064-738（外国語）

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）のお知らせ ～その3～

希望者に 個人番号カードを 無料で交付します



マイナちゃん

市では、マイナンバー（個人番号）が記載された通知カードを11月から送付しています。

希望する人には「個人番号カード」を初回のみ無料で交付します。ここでは、個人番号カードの申請方法についてお知らせします。

個人番号カードの申請と受け取り方法

個人番号カードの申請には、郵送またはスマートフォンなどオンラインによる方法があります。通知カードと一体になっている「個人番号カード交付申請書」に印字されている内容をご確認の上、誤りがあったときは市役所までお問い合わせください。申請者には、来年1月以降に「交付通知書」をお届けします。その後、市の指定の窓口で個人番号カードを受け取ってください。

郵送での申請

個人番号カード交付申請書に必要事項を記入。本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ
※申請書の記入例は、通知カード同封のパンフレットをご覧ください。

スマートフォンなどで申請

個人番号カード交付申請書に表示するQRコードを読み取り、顔写真データとともにオンラインで申請

窓口で受け取り

平成28年1月以降、順次個人番号カードの交付準備ができた旨の通知（交付通知書）をします。指定された期日までに指定の窓口で**本人が直接**受け取ってください。

受け取り時に必要なもの

- 通知カード
- 交付通知書
- 運転免許証などの本人確認書類
- 住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）

Q1

個人番号カードの取得は義務ですか？

個人番号カードの取得は義務（強制）ではありません。申請に期限がないためいつでも申請できます。写真付きの身分証を持っていない人、e-taxなどの電子証明を利用する人、コンビニ交付で証明書を取得する人などにオススメです。

Q2

住所を変更するときはどうすればいいの？

今後、住所を変更するときは通知カードか個人番号カードが必要です。通知カードがまだ手元に届いていない人が住所を変更するときは、届け出の際に市役所窓口でご相談ください。

Q3

確定申告（e-tax）はどうなるの？

個人番号カードはe-taxを利用できますが、交付までに相当日数を要しますので、希望する時期の申告に間に合わない場合があります。個人番号カードの交付を受けるまでは住民基本台帳カードでもe-taxを利用できます。その際には、次の内容にご注意ください。

- ① 住民基本台帳カードの有効期限
- ② 格納された電子証明書の有効期限
- ③ 個人番号カードへの移行時期

なお、住民基本台帳カードに格納される電子証明書の発行は、平成27年12月22日までです。詳しくは市のホームページをご確認ください。